

長崎外国語短期大学学則

(昭和 25 年 3 月 14 日認可)

改正	昭和 28 年 3 月 31 日	平成 2 年 4 月 1 日
	昭和 30 年 3 月 31 日	平成 3 年 4 月 1 日
	昭和 37 年 3 月 31 日	平成 4 年 4 月 1 日
	昭和 46 年 3 月 31 日	平成 5 年 4 月 1 日
	昭和 48 年 4 月 1 日	平成 6 年 4 月 1 日
	昭和 51 年 4 月 1 日	平成 7 年 4 月 1 日
	昭和 52 年 4 月 1 日	平成 8 年 4 月 1 日
	昭和 53 年 4 月 1 日	平成 9 年 4 月 1 日
	昭和 54 年 4 月 1 日	平成 10 年 4 月 1 日
	昭和 55 年 4 月 1 日	平成 11 年 4 月 1 日
	昭和 57 年 4 月 1 日	平成 12 年 4 月 1 日
	昭和 58 年 4 月 1 日	平成 13 年 4 月 1 日
	昭和 59 年 4 月 1 日	平成 15 年 4 月 1 日
	昭和 60 年 4 月 1 日	平成 16 年 4 月 1 日
	昭和 61 年 4 月 1 日	平成 17 年 4 月 1 日
	昭和 62 年 4 月 1 日	平成 17 年 12 月 1 日
	昭和 63 年 4 月 1 日	平成 18 年 4 月 1 日
	平成 元年 4 月 1 日	平成 19 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本学は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）にしたがい、キリスト教を教育の基本とし、外国語と国際文化に関する知識を教授研究し、広い国際的な視野と円満な人格をもち、専門職業に適する人材を育成することを目的とする。

(宗教教育)

第 2 条 本学において教授研究する学問及び教育の基礎として、聖書に関する授業科目を設け、また宗教的礼拝を行う。

(自己評価等)

第 3 条 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に

定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科)

第4条 本学に次の学科を置く。

英語学科

(学生定員)

第5条 学生の定員を次のように定める。

入学定員(名)	収容定員(名)
80	160

(修業年限及び在学年限)

第6条 本学の修業年限は、2年とする。

2 学生は、4年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第8条 学年を2学期に分け、春学期は4月1日より9月30日まで、秋学期は10月1日より翌年3月31日までとする。

(1学期の授業期間)

第9条 1学期の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、15週にわたることを原則とする。

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 本学の創立記念日 12月1日
 - (4) 春季休業日 3月10日から3月31日まで
 - (5) 夏季休業日 8月1日から9月30日まで
 - (6) 冬季休業日 12月23日から1月7日まで
- 2 必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、転学、退学、再入学、休学、留学及び除籍

(入学の時期)

第11条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第12条 本学に入學することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入學資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入學資格検定に合格した者

(入學の出願)

第13条 本学に入學を志願する者は、本学所定の書類に入學検定料を添えて提出しなければならない。

- 2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入學者の選考)

第14条 前条の入學志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入學手続き及び入學許可)

第15条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、定められた期日までに本学所定の書類を提出するとともに、第36条に定める入學料並びに授業料等の学費を納入しなければならない。

- 2 学長は、前項の入學手続きを完了した者に入學を許可する。

(転學)

第16条 本学に転入學を志願する者がいるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入學を許可することがある。

- 2 前項の規定により入學を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在學すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(退學)

第17条 退學しようとする者は、その理由を記して、保証人連署の上、退學願いを提出し、学長の許可を得なければならない。

(再入學)

第18条 前条によって退學した者が、3年以内に再入學を願い出るときは、選考の上、相当年次に再入學を許可することがある。

- 2 前項の規定により入學を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い、並びに在學すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(休学)

第19条 病気その他やむを得ない事情により2ヵ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。なお、病気の場合には医師の診断書を要する。

2 病気のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第20条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別な事由がある場合は、引続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、第6条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第21条 休学の期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

第22条 学生は在学中に外国の大学等に留学し学修することができる。

2 留学に関する規程は、別に定める。

(除籍)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第6条第2項に定める在学年数を超えた者
- (2) 第20条第1項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料等の学費の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

2 前項第3号によって除籍された者が所定の手続きを経て復籍を願出た場合には、これを認めることがある。

第5章 教育課程

(教育課程及び授業科目)

第24条 本学の教育課程は、別表第1のとおりとする。

第25条 前条に定めるもののほか教職に関する科目を置く。

2 授業科目の単位数等は、別表第2のとおりとする。

(単位の計算方法)

第26条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。

- (2) 演習については 30 時間の授業をもつて 1 単位とする。ただし、別に定める授業科目については 15 時間の授業をもつて 1 単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については 45 時間の授業をもつて 1 単位とする。ただし、別に定める授業科目については 30 時間の授業をもつて 1 単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、海外研修を含む授業科目及び個人指導による実技の科目については、別に定める基準によるものとする。
- 3 卒業研究については、その成果を評価して所定の単位を与えることができる。
(単位の授与)
- 第 27 条** 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。
(学習の評価)
- 第 28 条** 試験の評価は優(80 点以上)、良(70 点以上)、可(60 点以上)及び不可(60 点未満)をもつて表し、可以上を合格とする。
(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)
- 第 29 条** 教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議により、学生が当該他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で本学における授業の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。
この場合修得したとみなすことのできる単位数は、前項及び第 30 条第 2 項の単位数と合わせて、45 単位を超えないものとする。
- 3 前 2 項に関する規程は、別に定める。
(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)
- 第 30 条** 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。
- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項により修得したものとみなした単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。
- 3 前 2 項に関する規程は、別に定める。
(入学前の既修得単位の認定)
- 第 31 条** 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 学生が入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前 2 項により取得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて 30 単

位を超えないものとする。

4 前3項に関する規程は、別に定める。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第32条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表第1に定めるところに従い、62単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

第33条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得したものであるについては、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位)

第34条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(免許状の取得)

第35条 本学において取得することができる免許状は、次のとおりとする。

免許状の種類	教科
中学校教諭二種免許状	外国語(英語)

2 前項の中学校教諭二種免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)教育職員免許法の一部を改正する法律(平成10年法律第98号)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成10年文部省令第28号)に定める授業科目及び単位数を、別に定める規程に従い修得しなければならない。

第7章 入学検定料、入学料並びに授業料等の学費

(入学検定料、入学料、授業料等の学費)

第36条 本学の入学検定料、入学料並びに授業料等の学費は、別表第3のとおりとする。

2 入学料並びに授業料等の学費の納入期限、納入方法等に関しては、別に定める。

(納入した授業料等の学費)

第37条 納入した検定料、入学料並びに授業料等の学費は、返還しない。ただし、入学手続き時の納入金については、所定の期日までに所定の方法で入学を辞退した者に限り、入学料を除き既に納めてある授業料等の学費を返還することができる。

(休学期間中の授業料等の学費)

第38条 1学期を通じて休学する者は、当該学期の所定の期日までに授業料等の学費年額の半額の4分の1を納入しなければならない。

(退学、停学の場合の授業料等の学費)

第39条 学期の途中で退学した者の当該期分の授業料等の学費は徴収する。

2 停学期間中の授業料等の学費は徴収する。

(復学の場合の授業料等の学費)

第40条 休学者が、学期の途中で復学する場合には、その学期の授業料等の学費の全額を納入しなければならない。

第8章 教職員組織

(教職員組織)

第41条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。

(学長)

第42条 学長は、学務を掌り、教授会を主宰し、所属職員を統督する。

(その他)

第43条 本学の職制に関しては、別にこれを定める。

第9章 教授会

(教授会)

第44条 本学に重要な事項を審議するため教授会を置く。

(教授会の構成)

第45条 教授会は、本学の学長及び専任の教授、准教授、講師をもって構成する。

(その他)

第46条 教授会に関する必要な事項は別に定める。

第10章 専攻科

第47条から第55条まで (削除)

第11章 科目等履修生、特別科目等履修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第56条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて、選考の上科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生に関する必要な事項は別に定める。

(特別科目等履修生)

第56条の2 他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)の学生で、本学の特定の授業科目を履修することを希望する者があるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別科目等履修生として入学を許可することがある。

2 特別科目等履修生に関する必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第57条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者がいるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する必要な事項は別に定める。

(規則の準用)

第57条の2 第56条から第57条に定める学生は、正規課程の学生と同様に本学の規則を遵守しなければならない。

第12章 賞 罰

(特待生)

第58条 品行方正で学業が特に優秀な者は、特待生とすることができる。

2 特待生からは、その学年間授業料等の学費のうち授業料を徴収しない。

3 特待生が、学生たる本分に背いた行為をしたときにはその資格を失うものとする。

(表彰)

第59条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(懲戒)

第60条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、譴責、停学、及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて、出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第13章 附置教育研究機関及び公開講座

(国際交流センター)

第61条 本学に国際交流センターを置く。

2 国際交流センターに関する規程は、別に定める。

(教育研究メディアセンター)

第62条 本学に教育研究メディアセンターを置く。

2 教育研究メディアセンターに関する規程は、別に定める。

(文化センター)

第63条 本学に文化センターを置く。

2 文化センターに関する規程は、別に定める。

(公開講座)

第64条 本学は、学生及び一般市民のために公開講座を設けることができる。

第14章 厚生施設

(女子学生寮)

第65条 本学に女子学生寮を置く。

2 女子学生寮に関する規則は、別に定める。

(保健室及びカウンセリング室)

第66条 本学に保健室及びカウンセリング室を置く。

2 保健室及びカウンセリング室に関する規程は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和25年3月14日から施行する。

附 則 (昭和28年3月31日)

この学則は、昭和28年3月31日から施行する。

附 則 (昭和30年3月31日)

この学則は、昭和30年3月31日から施行する。

附 則 (昭和37年3月31日)

この学則は、昭和37年3月31日から施行する。

附 則 (昭和46年3月31日)

この学則は、昭和46年3月31日から施行する。

附 則 (昭和48年4月1日)

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年4月1日)

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年4月1日)

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年4月1日)

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年4月1日)

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年4月1日)

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年4月1日)

この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 4 月 1 日）

この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 4 月 1 日）

この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 4 月 1 日）

この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 4 月 1 日）

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 4 月 1 日）

この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 4 月 1 日）

この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 4 月 1 日）

- 1 この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成元年以前の入学者については、従前の学則による。

附 則（平成 3 年 4 月 1 日）

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条に規定する学生定員は、平成 12 年度までの間は、次のとおりとする。

年 度 学科・専攻	平成 4 年度		平成 5 年度 ～ 平成 11 年度		平成 12 年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
国際文化学科	100 人	160 人	100 人	200 人	60 人	160 人

附 則

- 1 この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この附則は、平成 5 年度の入学者から適用し、平成 4 年度以前の入学者には、なお、従前の学則による。ただし、第 23 条第 2 項の規定は在学生全員に適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この附則は、平成 6 年度の入学者から適用し、平成 5 年度以前の入学者には、なお、従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この附則は、平成 7 年度の入学者から適用し、平成 6 年度以前の入学者には、

なお、従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この附則は、平成 8 年度の入学者から適用し、平成 7 年度以前の入学者には、
なお、従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この附則は、平成 9 年度の入学者から適用し、平成 8 年度以前の入学者には、
なお、従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この附則は、平成 10 年度の入学者から適用し、平成 9 年度以前の入学者には、
なお、従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条に規定する学生定員は、平成 12 年度までの間は、次の通りとする。
- 3 この学則は、平成 11 年度の入学者から適用し、平成 10 年度以前の入学者には、
なお、従前の学則による。

年 度 学科・専攻	平成 4 年度		平成 5 年度 ～ 平成 10 年度		平成 11 年度		平成 12 年度	
	入学 定員	総定 員	入学 定員	総定 員	入学 定員	総定 員	入学 定員	総定 員
国際文化学科	人 100	人 160	人 100	人 200	人 60	人 160	人 60	人 120

附 則

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 外国語学科及び国際文化学科は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 13 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、その適用は、なお、従前の学則による。
- 3 第 5 条に規定する学生定員は、平成 14 年度までの間は、次の通りとする。ただし、次表の外国語学科英語専攻は、平成 13 年度の入学者から英語学科に読替えるものとする。
- 4 この学則は、平成 13 年度の入学者から適用し、平成 12 年度以前の入学者には、
なお、従前の学則による。

年 度 学 科 ・ 専 攻		平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度 以降	
		入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員
外国語学科	英 語 専攻	名 180	名 360	名 150	名 330	名 150	名 300
	フランス語 専攻	30	60	0	30	0	0
	スペイン語 専攻	30	60	0	30	0	0
国際文化学科		60	120	0	60	0	0

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 5 条の規定にかかわらず、平成 16 年度の収容定員は、次のとおりとする。

16 年度 270 名

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 5 条の規定にかかわらず、平成 19 年度の収容定員は、次のとおりとする。

19 年度 200 名

2 改正後の第 24 条（別表第 1 を含む。）の規定は、平成 19 年度の入学者から適用し、平成 18 年度以前の入学者には、なお、従前の学則による。

別表 第 1 (第 24 条、第 32 条関係)

教育課程及び履修方法

1 学生は、所定の教育課程に従い、次の方法で卒業に必要な単位を修得しなければならない。

(1) 基礎教養科目から合計 24 単位以上を修得する。ただし、キリスト教学 (2 単位) は必修とする。

(2) 専門教育科目については、合計 38 単位以上を修得しなければならない。

2 教育課程は次に示すとおりである。

	授業科目の名称	授業年次	単位数		備考
			必修	選択	
基礎 教 養 科 目	キリスト教学	1	2		卒業要件 基礎教養科目 24 単位以上 専門教育科目 38 単位以上 計 62 単位以上
	キリスト教学	1		2	
	健康スポーツ	1		1	
	健康スポーツ	1		1	
	インターンシップ	1・2		2	
	キャリア・プランニング	1		2	
	基礎演習	1		1	
	基礎演習	1		1	
	日本国憲法	1		2	
	初級韓国語	1		1	
	初級韓国語	1		1	
	初級韓国語	1		1	
	中級韓国語	1		1	
	中級韓国語	1		1	
	中級韓国語	1		1	
	韓国語ワークショップ	1		1	
	韓国語ワークショップ	1		1	
	韓国語研究 (注1)	1・2		4	
	韓国語研究 (注1)	1・2		4	
	情報処理演習	1		1	
	情報処理演習	1		1	
	情報機器の活用	1		1	
	セルフ・ディベロップメント	1		2	
	セルフ・ディベロップメント	2		2	
	日本学	2		2	
	長崎学	2		2	
メディア文化論	2		2		
メディア文化論	2		2		

授業科目の名称		授業年次	単位数		備考
			必修	選択	
基礎 教養 科目	日本伝統文化	1		2	
	日本伝統文化	2		2	
	異文化間コミュニケーション	2		2	
	絵本研究	2		2	
	幼児・児童心理学	1		2	
	こどもの心と保育	1		2	
	こどもと学習	2		2	
	こどもと社会	1		2	
	こどもの健康と安全	1		2	
	日本の児童文学	1		2	
	比較サービス論	1		2	
	旅行業務	1		2	
	旅行業務	1		2	
	旅行業務	2		2	
	旅行業務	2		2	
	エアライン・ホテル・サービス論	1		2	
単位互換科目（「NICEキャンパス長崎」科目および特別講座） （注2）	1・2		4		
専門 教育 科目	Grammar & Writing	1		1	
	Grammar & Writing	1		1	
	Grammar & Writing	1		1	
	Listening & Speaking	1		1	
	Listening & Speaking	1		1	
	Listening & Speaking	1		1	
	Story Reading	1		1	
	Story Reading	1		1	
	English Workshop	1		1	
	English Workshop	1		1	
	English Workshop	2		1	
	English Workshop	2		1	
	English Studies (A)(注3)	1		1~4	
	English Studies (B)(注3)	1		1~4	
	English Studies (A)(注3)	1		1~4	
	English Studies (B)(注3)	1		1~4	
	English Studies (A)(注3)	2		1~4	
	English Studies (B)(注3)	2		1~4	
	English Studies (A)(注3)	2		1~4	
	English Studies (B)(注3)	2		1~4	
Basic English Seminar	1		1		
Basic English Seminar	1		1		
Basic English Seminar	1		1		
Basic English Seminar	1		1		

	授業科目の名称	授業年次	単位数		備考
			必修	選択	
専 門 教 育 科 目	Advanced English Seminar (注4)	1		4	
	Advanced English Seminar (注4)	1		4	
	Advanced English Seminar (注4)	2		4	
	Advanced English Seminar (注4)	2		4	
	Reading & Talking	1		1	
	Reading & Talking	1		1	
	Discussion & Presentation	1		1	
	Discussion & Presentation	1		1	
	Debate & Public Speech	1		1	
	Drama	1		2	
	Drama	2		2	
	英語の世界	2		2	
	英語の世界	2		2	
	英米の文学	2		2	
	英米の歴史と文化	2		2	
	英米の歴史と文化	2		2	
	スピーチクリニック	2		2	
	早期英語教育法	2		2	
	早期英語教材論	2		2	
	英語指導実習論	2		2	
	英語指導実習	2		2	
	英語指導実習	2		2	
	こどもと言葉	1		2	
	デジタル教材作成技術	2		1	
	デジタル教材作成実習	2		2	
	デジタル教材作成実習	2		2	
	デジタル教材作成実習	2		2	
	Current Topics	1		2	
	エアライン・ホテル英語	2		2	
	エアライン・ホテル韓国語	2		2	
	観光通訳英語	2		2	
	観光通訳韓国語	2		2	
	サービス英語	2		2	
	サービス韓国語	2		2	
観光通訳ガイド実習論	2		2		
観光通訳ガイド実習	2		2		
観光通訳ガイド実習	2		2		
デジタル資料作成技術	2		1		

	授業科目の名称	授業年次	単位数		備考
			必修	選択	
専門教育科目	デジタル資料作成実習	2		2	
	デジタル資料作成実習	2		2	
	デジタル資料作成実習	2		2	
	海外自由研究	2		4	
	海外実習（キャリア英語）	1		4	
	海外実習（こども英語）	1		4	
	単位互換科目（「NICEキャンパス長崎」科目および特別講座） （注2）	1・2		4	

（注1）「初級韓国語 / / 」の単位取得者で、別に定める基準を満たす者が履修できる。

（注2）基礎教養科目、専門教育科目それぞれにおいて、最大4単位まで認定する。

（注3）この科目の履修方法および単位の認定方法については別に定める基準による。

（注4）英検2級以上に相当するレベルに達している者が履修できる。

別表第2（第25条関係）

教職に関する科目

科 目 名	単 位 数
	必 修
教 師 論	2
教 育 原 理	2
教 育 心 理 学	2
英 語 科 教 育 法	2
道 徳 教 育	1
特 別 活 動 の 指 導	1
生 徒 ・ 進 路 指 導 論	2
ス ク ー ル ・ カ ウ ン セ リ ン グ 論	2
教 職 総 合 演 習	2
教 育 実 習 論	1
教 育 実 習	4

別表第3（第36条関係）

入学検定料、入学料並びに授業料等の学費

(1) 入学検定料及び入学料の金額

(単位：円)

費 目	金 額	備 考
入 学 検 定 料	25,000 円	入学出願時に納入
入 学 料	210,000 円	入学手続時に納入

(2) 授業料等の金額

(単位：円)

費 目		学 年	金 額	備 考
授 業 料 等 の 学 費	授 業 料	1 年 次	590,000 円	年 額
		2 年 次	610,000 円	年 額
	教 育 充 実 費	1 年 次	317,000 円	年 額
		2 年 次	317,000 円	年 額